

参与の推薦に関する件（4月21日）

本委員会は、令和8年4月21日、日本銀行法第23条第4項の規定に基づき、財務大臣に対し、秋池 玲子 氏を参与に推薦することを決定した^{注)}（6月12日、財務大臣より任命）。

^{注)} 本件は、本委員会で4月中に決定したのですが、財務大臣による任命後に公表される月報に掲載する扱いとしました。